

感染症法改正に関する

声 明

2021年1月27日

内閣総理大臣 菅 義 偉 殿
厚生労働大臣 田 村 憲 久 殿

東京H I V訴訟原告団・弁護士
大阪H I V訴訟原告団・弁護士

私たちは、新型コロナウイルス感染症対策として、入院措置に応じない者等に懲役刑・罰金刑、積極的疫学調査に対して拒否・虚偽報告等をした者に対して罰金を課そうとする「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の改正案（以下「改正案」という）に強く反対します。

かつて存在した「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律」（平成元年法律第二号・平成十一年廃止）（通称「エイズ予防法」）は、「エイズのまん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的」としつつ、感染者を危険視する観点から、感染の疑いのある者に対する健康診断命令（8条）、命令違反に対する罰則（16条1号）、職員の質問（10条）に感染者等が虚偽答弁をしたことに対する罰則（16条2号）を設けていました。すなわち、H I Vに感染した人々を取り締まり、それによって社会防衛を目指すことのみが本旨であり、適切な医療の提供を欠く悪法でした。結果として、エイズ患者、H I V感染者、ひいては血友病患者とその家族に対する差別や偏見を著しく助長しました。そして、これによる感染者の潜在化を招き、予防政策としても完全な失敗に終わりました。

現行の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成十年法律第百十四号）（通称「感染症法」）は、この過ちに対する反省に立ち、「過去にハンセン病、後天性免疫不全症候群等の感染症の患者等に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を受け止め、これを教訓として今後にかかすことが必要である」、「感染症の患者等の人権を尊重しつつ、これらの者に対する良質かつ適切な医療の提供を確保し、感染症に迅速かつ的確に対応する」ことを「前文」に明記して制定されました。

それにもかかわらず、改めて罰則をもって感染者を取り締まろうとする改正案は、このきわめて重要な歴史的教訓を忘れ去ってしまったかのような、感染症

に苦しむ人々、さらにその家族の基本的な人権を著しく脅かすものです。

そもそも、新型コロナウイルス感染症が入院拒否等によって拡大したという科学的根拠はなく、刑罰をもってこれを取り締まることが感染拡大防止に資するとの根拠はありません。また、新型コロナウイルス感染症については、医学的にも未解明な点が多い上に、入院先の確保を含めて、適切な医療の提供体制が確保されているとは到底言い難い現状にあります。このような環境下において、徒に罰則をもって入院等を強制しようとするものの不合理、不適切は明らかです。

新型コロナウイルスの感染拡大防止は、患者・感染者を罰則によって取り締まることではなく、安心して入院や治療を受けることができるための医療体制や検査・調査体制の整備、そして、国民に向けた十分な情報提供、それらによる相互の理解と信頼に基盤をおいた対策によって実現されるべきです。

よって、改正案における罰則導入に強く反対し、その削除を求めます。